

平成28年3月4日

大山町議会議長 野口俊明様

議席番号 7 番 大山町議会議員 大森正治

**一 般 質 問 通 告 書**

次のとおり通告します。

(質問予定時間 60 分)

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>1. 子どもの貧困対策を問う</p> <p>この約 20 年間、景気の悪化、規制緩和による非正規雇用の増大、賃金や年金の減少、消費税増税や各種保険料の負担増などによって、日本は貧困と格差が進行し貧困世帯が増加してきた。そのため、2012 年の厚労省調査で、国民の平均的な所得の半分である 122 万円以下の世帯で暮らす 18 歳未満の人数の割合（子どもの貧困率）は、16.3%で過去最悪となった。</p> <p>これへの対策として、2013 年に「子どもの貧困対策法」が成立し、2014 年に対策大綱が閣議決定された。しかし、大綱は深刻な現実を打開する実効性に乏しく、いまだ貧困解消への展望は見えない。</p> <p>対策法によって、都道府県は対策計画を定めることになり、鳥取県では計画を 2015 年 3 月に策定した。これに基づいて町行政も県と連携しながら、子どもの貧困対策に取り組むことになると考える。</p> <p>そこで以下の点について伺う。</p> <p>①本町の所得が 122 万円以下の世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの人数と割合はいくらか。</p> <p>②本町ではどのような子どもの貧困対策を実施あるいは計画しているか。</p> <p>③就学援助制度の周知の徹底と拡充を図る必要性はないか。</p> <p>④学童保育(放課後児童クラブ)利用料の減免制度を検討されないか。</p>	<p>町長 教育委員長</p>



(注) 的確な答弁がえられるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員長、選挙管理委員長、監査委員等とする。

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>2. 「障害者差別解消法」の施行に当たって</p> <p>「障害者差別解消法」は、2013年6月に全会一致で成立した。この法律は、障害者基本法第4条の「差別の禁止」規定を具体化するもので、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に」して、今年4月から施行される。</p> <p>施行に当たって、次の点を伺う。</p> <p>①障害者差別解消法をどう施策に生かしていく考えか。</p> <p>②施策の推進に当たって、障がい者の参画をどのように考えているか。</p>	<p>町長</p> <p>教育委員長</p>
<p>3. 小地域保健福祉活動支援事業を拓げるために</p> <p>単町事業である「小地域保健福祉活動支援事業」は、集落の保健推進員や福祉推進員を中心にした、必要な高齢者の見守り、高齢者の閉じこもり防止、生活習慣病予防の啓発などの活動に対して支援をする事業である。高齢者が住み慣れた集落で生き生きと暮らしていくために重要な事業と考える。</p> <p>ところが、この事業に参加している集落は町全体の2割ほどである。これをもっと増やし、せめて半数の集落が取り組むことはできないだろうか。</p> <p>そこで、次の点について伺う。</p> <p>①本事業の活動状況は、どのような実態か（集落の取り組み状況を含む）。</p> <p>②活動集落が拓げられない要因は何か。</p> <p>③拓げる方策をどう考えているか。</p>	<p>町長</p>

(注) 的確な答弁がえられるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員長、選挙管理委員長、監査委員等とする。